証券コード　7896
平成28年６月８日

株　主　各　位

岐阜県美濃加茂市牧野1006番地
セブン工業株式会社
代表取締役社長　永　吉　喜　昭

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第57期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月23日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月24日（金曜日）午前10時
２．場　　所　岐阜県美濃加茂市太田町2565番地の１
シティホテル美濃加茂　５階　黄心樹（おがたま）の間
（末尾の会場のご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第57期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役３名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　補欠監査役２名選任の件
第５号議案　退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.seven-gr.co.jp）に掲載させていただきます。

【工場見学会開催のご案内】

本株主総会終了後に、ご希望の方を対象とした工場見学会の実施を予定しております。当社の事業活動をより一層ご理解いただきたいと存じます。

お手数ではございますが、参加をご希望の方は、本株主総会当日に会場受付にて参加をご希望の旨お申し付けくださいますようお願い申し上げます。

ご見学いただく当社美濃加茂工場へは、当会場より車での移動となりますので、当社にて送迎いたします。所要時間は移動も含め２時間ほどのご予定となります。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府主導による経済政策等により、企業業績や雇用情勢の改善が見られるなど緩やかな回復基調が続いております。一方、中国をはじめとする新興国経済の減速や不安定な中東情勢の影響、更に原油価格の大幅下落など世界経済のリスク要因が顕在化しており先行きは不透明な状況で推移しております。

住宅関連業界におきましては、住宅取得資金贈与の非課税枠拡大や省エネ住宅ポイント制度の施行など政府による需要促進策により、貸家、マンションを中心に新設住宅着工戸数は増加基調にありましたが、当社事業の主要マーケットである持家および戸建住宅については、消費税増税に伴う反動減から回復の兆しが見られたものの本格的な需要回復に至らず厳しい市場環境が続いております。

こうした事業環境のなか、当社におきましては「不断前進」をスローガンに前事業年度から最重要課題として取り組んできたＫ７プロジェクトについて、更なる生産革新と飛躍的な生産性向上の取り組みを継続し、これまで培った生産性向上の施策、ノウハウを更に高める活動を行うとともに間接部門における活動を本格化させソフト、ハードの連携を深め全社一丸となった改革活動を進め、その成果も顕著に表れてきました。

内装建材事業については、海外資材価格の高止まりと国内需要の減少傾向を背景とした経営環境のなか、階段の総合メーカーとして新樹種（アカシア）の活用や集成、突板、シートなど幅広いラインナップに加え新商品の展開であるデザイン階段（ワンビーム）を中心とした市場への積極的なＰＲ活動、プレカット技術を駆使した省施工階段（エコプレ）などの商品群を前面に営業力強化に努めました。また、販売エリアの拡充を目的に11月には仙台市に新たな販売拠点を設け、一昨年に着手した九州地区の展開も含め全国エリアの販売網の構築を図りました。こうした取り組みにより第３四半期以降は受注が回復し、特にシート階段が好調に推移するなど第２四半期の落ち込みをカバーする状況となりました。収益面においては資材価格の高止まりの影響が大きく厳しい事業運営となったものの、生産プロジェクト

の活動が浸透するなかで生産性向上の取り組みが奏功し収益性の改善が図られております。

木構造建材事業については、非住宅分野への営業強化、地場ビルダーに対する受注拡大を図り販売の拡充を図るとともにベトナムにおけるＣＡＤ業務のアウトソーシングを本格稼働させ、ボトルネックとなっている当該業務の合理化とコストダウン、また受注拡大に備えた体制の構築に努めました。ツーバイフォーパネルについては新規顧客の開拓など受注が好調に推移したことに加えプロジェクトを通じた生産性向上や原価低減活動への取り組みに傾注した結果、同事業における収益改善が進んでおります。しかしながら主力であるプレカット事業について生産性向上に資する施策や資材価格高騰を転嫁するための営業強化により収益性は改善しているものの期を通して受注の盛り上がりに欠け、特に第２四半期の落ち込みや例年受注が上向く第３四半期以降の展開についても予想以上の低迷が続きました。こうした市況の停滞に加え、非住宅分野や地場ビルダーに対する取り組みも道半ばの状況にあり本格的な受注拡大に至らず、事業全体としては低調に推移いたしました。

このような結果、当事業年度の売上高は125億57百万円と前事業年度と比較し、4億61百万円（△3.5％）の減収となりました。

セグメント別の売上状況は次のとおりであります。

事業別	売上高 百万円	構成比 ％
内装建材事業	7,901	62.9
木構造建材事業	4,647	37.0
その他	8	0.1
合計	12,557	100.0

利益面については、営業利益1億76百万円と前事業年度と比較し30百万円（21.1％）の増益、経常利益は1億38百万円と前事業年度と比較し31百万円（29.2％）の増益、また当期純利益は、特別利益に貸倒引当金戻入益42百万円の計上、特別損失に固定資産廃棄売却損11百万円および減損損失29百万円の計上により、1億26百万円と前事業年度と比較し15百万円（14.2％）の増益となりました。

剰余金の配当につきましては、平成20年３月期の期末配当を最後に見送ってまいりましたが、この間、事業の改革や再構築に努め経営基盤の強化、財務体質の向上が進捗してきたことや今後の財務状況など総合的に勘案した結果、配当再開の環境が整ったものと判断し、１株につき２円の期末配当の実施を株主総会にお諮りさせていただくこととしました。

株主の皆様には長年にわたり多大なるご心配をおかけしてまいりましたことを深くお詫び申し上げますとともに、これまでのご支援に感謝申し上げます。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は、3億7百万円であります。

その主なものは内装建材事業のカウンター加工設備（更新）および木構造建材事業のプレカット加工設備（合理化）等であります。

(3) 資金調達の状況

上記の設備投資資金および運転資金として、長期借入金7億円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

わが国経済の見通しにつきましては、不安定な海外の情勢なども背景に景気の停滞感が顕在化し、消費マインドの減退に伴う個人消費も力強さに欠けるなど、景気の下振れが懸念される状況が続くものと思われます。

住宅関連業界におきましては、政府による需要促進策の後押しや最低水準の低金利も背景に新設住宅着工戸数の増加が見込まれるものの、消費税増税の動向如何によっては市況に与える影響は大きく、予断を許さない経営環境が続くものと予測されます。

こうした事業環境下に加え今後益々住宅業界、建材業界とも生存競争の激化が予測されるなか「深化・真価・進化」をスローガンに次年度を新たなフェイズ「ＮＥＸＴ　ＳＴＡＧＥ」と位置付け、この数年重点的に取り組んできた営業力の強化と生産性向上の更なる深耕、市場や社会に求められる新しい市場価値の創造に向けた新基軸となる商品の開発、サービスの提供に取り組んでまいります。

内装建材事業においては、選択と集中に基づく経営資源の再分配を進め、組織・生産体制の統廃合による効率的な事業運営の推進や物流機能も含めた拠点の集約と合理化、ならびに生産プロジェクトを通じた生産性向上と原価低減活動にかかる施策を深耕し、淘汰の時代を見据えた事業体制の再構築を図ります。販売面においては当事業年度に市場に対して積極的なＰＲに努めてきた新樹種（アカシア）による階段・カウンターおよびデザイン階段の拡充、賃貸ユーザーに対するユニット階段や省施工階段の拡販など販売強化を推進します。また近年、主軸製品の一つとなったシート階段の更なる増販を図ると同時にシート製品の需要創造の施策を講じ、オリジナル製品の展開と販売拠点の拡充による全国エリアの販売網と併せ自社ブランド力の構築に努めてまいります。

新商品開発につきましては、国産材、特に岐阜県の地域材を活用した商品の企画開発、販売に取り組むとともに非住宅物件向けの内装材および家具メーカーとのコ

ラボレーションによる高付加価値商品などの企画開発を推進してまいります。

木構造建材事業においては、引き続き今後の成長分野と位置付けている非住宅物件（教育、老健施設等）に対し、営業体制の拡充による情報収集力の強化や他社との提携による受注量の拡大、また、差別化を図るため大型加工設備の導入に向けた継続的な検証など新たな事業領域にかかる受注体制の構築に努めます。当事業年度に集中的に行ってきた地場ビルダーへの営業強化の取り組みを継続し、幅広い物件に対応可能なプレカット技術を前面に分譲系住宅会社の新規開拓に努め受注拡大を図ってまいります。ツーバイフォーパネルについては軸組パネルの展開など新規の取り組みにかかる体制の整備と生産プロジェクトを通じた更なる生産性向上の施策を講じ、より安定した生産体制の確立に努めます。その他、内装建材事業と連携し物流機能も含めた全社的な拠点の集約と合理化を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区　分	第 54 期 (25／３月期)	第 55 期 (26／３月期)	第 56 期 (27／３月期)	第 57 期 (28／３月期) (当事業年度)
売上高(百万円)	11,682	13,092	13,018	12,557
当期純利益(百万円)	214	286	110	126
１株当たり当期純利益　(円)	14.39	19.21	7.41	8.46
総資産(百万円)	11,228	11,553	11,643	11,308
純資産(百万円)	5,115	5,401	5,491	5,617

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

２．当事業年度につきましては、前記「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 重要な企業結合等の状況

住友商事株式会社は、当社の議決権を20.6%所有しており、当社は住友商事株式会社の持分法適用の関連会社であります。人的な関係につきましては、役員として取締役（非常勤）２名、監査役１名の計３名が当社に派遣されております。

当社は住友商事株式会社から原材料を仕入れております。

(7) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社は、集成材等を使用した住宅部材を品目別に生産販売しているほか、不動産の賃貸管理を行っております。

なお、当社の各事業内容は以下のとおりであります。

事業内容		
内装建材事業	内装部材	（階段・手摺・カウンター・和風造作材・框・洋風造作材）
木構造建材事業	構造部材	（プレカット加工材・住宅パネル）・施設建築
その他	賃貸事業	（不動産の賃貸管理）

（注） 賃貸事業については、当社が不動産の賃貸を行うほか、子会社SEVEN GUAM CO.,LTD.も不動産の賃貸事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場（平成28年３月31日現在）

本社	岐阜県美濃加茂市牧野1006番地	
営業所	東京営業所	東京都中野区
	中部営業所	岐阜県美濃加茂市
	大阪営業所	大阪府東大阪市
工場および資材物流センター	七宗第一工場	岐阜県加茂郡七宗町
	七宗第二工場	岐阜県加茂郡七宗町
	七宗第三工場	岐阜県加茂郡七宗町
	美濃加茂第一工場	岐阜県美濃加茂市
	美濃加茂第二工場	岐阜県美濃加茂市
	美濃加茂第三工場	岐阜県美濃加茂市
	美濃加茂第四工場	岐阜県美濃加茂市
	白川工場	岐阜県加茂郡白川町
	神渕工場	岐阜県加茂郡七宗町
	資材物流センター	岐阜県美濃加茂市

(9) 従業員の状況（平成28年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
397名（68名）	5名増（1名減）	40.4歳	14.5年

（注） 従業員数は就業人員であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社三井住友銀行	929
株式会社十六銀行	383
株式会社大垣共立銀行	382
株式会社みずほ銀行	197

２．会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

株式の状況

①　発行可能株式総数　　39,821,000株

②　発行済株式の総数　　15,577,500株　（自己株式678,031株を含む）

③　株主数　　1,440名

④　大株主（上位11名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
住友商事株式会社	3,044	20.43
都築木材株式会社	2,363	15.86
西垣林業株式会社	2,068	13.88
セブン工業社員持株会	463	3.11
杉山榮弘	227	1.53
久保田正明	150	1.01
株式会社ＳＢＩ証券	122	0.82
小山匡	115	0.77
株式会社レオパレス２１	108	0.73
吉田実	100	0.67
安田春男	100	0.67

（注）１．当社は、自己株式を678,031株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

２．持株比率は自己株式678,031株を控除して計算しております。

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成28年３月31日現在）

氏　　名	地　　位	担当および重要な兼職の状況
永吉喜昭	代表取締役社長	営業本部長
梅村誠司	常務取締役	製造本部長
横井勝	取締役	製造本部副本部長
阿部正義	取締役	管理本部長 経理部長
高光克典	取締役	住友商事株式会社 生活資材・不動産本部長補佐 兼生活資材事業推進部長 兼総合建設開発部長
山北耕介	取締役	住友商事株式会社 生活資材・不動産本部　木材資源事業部長
大山雄三	常勤監査役	
串田正克	監査役	弁護士　串田法律事務所代表
稲越千束	監査役	公認会計士 公認会計士稲越千束事務所代表

（注）１．取締役高光克典氏は、社外取締役であります。
２．監査役大山雄三、串田正克および稲越千束の各氏は、社外監査役であります。
３．社外取締役高光克典氏および社外監査役串田正克氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．社外監査役稲越千束氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
(1)　平成27年６月25日開催の第56期定時株主総会において、山北耕介氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
(2)　平成27年６月25日開催の第56期定時株主総会の終結の時をもって、田中太郎氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
(3)　平成27年６月25日開催の第56期定時株主総会の終結の時をもって、佐藤仁彦氏は監査役を辞任いたしました。
(4)　当事業年度中における取締役の地位・担当の異動

氏　名	異　動　後	異　動　前	異動年月日
阿部正義	管理本部長 経理部長	管理本部副本部長 経理部長	平成27年６月25日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く）および監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 （うち社外取締役）	7名 (1)	53百万円 (1)
監査役 （うち社外監査役）	4名 (4)	21百万円 (21)
合　　計	11名	75百万円

（注）１．上記の支給人員には、平成27年６月25日開催の第56期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役１名および監査役１名を含んでおります。

２．上記支給額には、次のものが含まれております。
役員退職慰労引当金繰入額

取締役	６名	5百万円
（うち社外取締役	１名	0百万円）
監査役	３名	2百万円
（うち社外監査役	３名	2百万円）

３．上記支給額には、次のものが含まれておりません。
平成27年６月25日開催の第56期定時株主総会決議により支給した退任役員に対する慰労金

取締役	２名	4百万円
（うち社外取締役	１名	1百万円）
監査役	１名	0百万円
（うち社外監査役	１名	0百万円）

この金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金4百万円が含まれております。

② 社外役員が当社親会社または当社親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役高光克典氏は住友商事株式会社の生活資材・不動産本部長補佐 兼 生活資材事業推進部長 兼 総合建設開発部長であります。

監査役大山雄三氏は住友商事株式会社メディア・生活関連業務部からの出向であります。

当社は住友商事株式会社の持分法適用の関連会社であり、原材料の仕入をしております。

監査役串田正克氏は串田法律事務所を開設しております。なお、当社は串田法律事務所との間には特別な関係はありません。

監査役稲越千束氏は公認会計士稲越千束事務所を開設しております。なお、当社は公認会計士稲越千束事務所との間には特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係について

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

氏　　名	地　位	主　な　活　動　内　容
高 光 克 典	取 締 役	当事業年度開催の取締役会19回のうち17回出席いたしました。主に独立的な見地から当社の経営全般に対し意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。
大 山 雄 三	常勤監査役	当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席いたしました。主に取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言・提言を行っております。また、常勤監査役として取締役の業務執行を監査しております。
串 田 正 克	監 査 役	当事業年度開催の取締役会19回のうち11回、監査役会は14回全てに出席いたしました。取締役会および監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から法令遵守全般について助言・提言を行っております。
稲 越 千 束	監 査 役	当事業年度開催の取締役会19回のうち15回、監査役会は14回全てに出席いたしました。取締役会および監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から財務、会計に関する助言・提言を行っております。

4．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
	百万円
1．当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25
2．当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、1．の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の進行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠等を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第１項に基づき、相当の事由が生じた場合には監査役全員の同意により会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会が当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内定を決定し、これを株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

５．会社の体制および方針

(1) 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 社是「真実と努力」、「行持報恩」を基本理念とし、社是に基づく真実性、公正・透明性を基本とした「行動規範」、「行動指針」を定め、役職員全員がこれを遵守すべく継続的な研修を行う。

【運用状況】

社是および行動規範、行動指針をまとめた「行動手帳」を全社員に配布するとともにイントラネットに掲載するなど周知を図っている。社是については掲示だけでなく全社集会、各部署における朝礼等において唱和し、常に意識向上を図っている。新入社員には入社前教育において、内容を説明し周知および啓蒙を行っている。

② 企業倫理委員会を組織し、取締役がその委員長を務め、法令・社会規範遵守の啓蒙活動のほか、同委員会および弁護士を相談窓口とする社内通報制度の利用を促進し、コンプライアンス違反、その他の問題に関する事実の早期発見に努めるとともに不正行為の原因追及と再発防止策の策定を行うなど法令遵守の徹底化を図る。

【運用状況】

企業倫理委員会は年２回開催しており、発生事案または懸念事項について協議または報告を行っている。重要事案が生じた場合は、適宜、委員会を開催することとしており、事案に応じて再発防止策を検討するとともに関係者の処分が必要と認めた場合は賞罰委員会に上程し審議している。

③ インターナルコントロール委員会を組織し、各部が行う業務管理の点検および改善事項の抽出に基づき、改善策の検証、実施に関する支援を行い業務品質の向上を図る。

【運用状況】

インターナルコントロール委員会は年４回開催しており、会計監査人、内部監査室からの指摘事項の改善に関し、販売・購買・帳簿等の分科会である各プロセス委員会へ提案し業務の有効性・効率性にかかる活動を推進している。

④ 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置付け、組織の業務全体に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用および評価を行う。

【運用状況】

整備については、プロセスオーナー制度を採用し販売、購買、帳簿在庫プロセスを中心に実施している。活動の内容は各フローチャートの見直し、また内部・外部監査からの指摘事項について重要性の高いものから整備を実施している。当事業年度は内部監査室の監査結果において財務報告に影響する事案はないと評価されている。

⑤　市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は行わない。事案については総務部を対応部署として定めるとともに、これら勢力、団体からの介入を防止するため警察当局、暴力追放推進センター、弁護士等との緊密な連携を確保する。

【運用状況】

岐阜県企業防衛対策協議会への参加などを通じて、警察や暴力追放センターなど関係機関との連携を深め、総務部を中心に反社会的勢力に対する研修会などに参加し認識を高めている。その内容については部内に周知するほか、全社的に周知が必要な内容については、イントラネットに掲示することなどにより注意喚起を促している。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

①　情報管理、文書管理に関する規程に基づき、各種の文書、帳票類等について適切に保存、管理する。また、株主総会をはじめ重要会議の議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役および監査役が常時閲覧することができる管理体制を維持する。

【運用状況】

情報管理基本規程および文書管理規程ならびに品質システムに基づくマニュアルにより文書管理を行っている。重要会議の議事録等に関しては保管場所が決められており、これらの書類に関する閲覧権限のある者については常時閲覧が可能である。

②　機密情報、内部情報については、内部情報管理に関する規程に定めた基準に基づき適切に管理する。

【運用状況】

情報管理基本規程や情報セキュリティに関する諸規程・マニュアルを整備し、システムによるセキュリティ対策を実施している。職務上知り得た機密情報をもとに内部者取引が行われないよう内部者取引管理規程によりルールを定めている。

内部者取引防止については、総務部および経理部が中心となり研修会等へ参加やポスターの掲示など啓蒙活動を行っている。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理委員会を組織し、総合的なリスク管理の方針と手法を明文化し、重大なリスクの発現に備え、社員のとるべき行動を定め周知する。

【運用状況】

リスク管理委員会は災害リスクに関するＢＣＰの見直しを行うための打合せを継続的に実施している。また、優先的に対応すべき全般リスクに関しリスクの洗い出し、ランク評価、重大リスクの選定、対策の分析等を継続的に実施している。

② 各部署は、リスク管理規程に基づきそれぞれの所管業務に係るマニュアル、作業手順書などを整備し実施する。

【運用状況】

リスク管理規程において、損失発生が見込まれる事象が発生または予見できた場合、損失発生報告書を提出することとしている。報告書の内容を検証したうえでマニュアルや手順書の改定または新設に繋げる仕組みとしている。

③ 安全衛生管理に関するマニュアルを整備し、定期的に社員教育等を行う。

【運用状況】

安全に対する意識付けは安全衛生委員会の活動や同委員会における協議内容を元に各部門において適宜適切に指導が行われている。また社長を始め役員が定期的に工場巡視を行い様々な指摘がなされ、作業改善はもとより必要に応じて規程およびマニュアル・手順書の改定を行っている。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の人数は、取締役会において十分な議論を尽くし、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる範囲とする。

【運用状況】

現状、取締役は常勤４名、非常勤２名（うち社外取締役１名）の体制としており、構成および員数ともに取締役会が迅速かつ合理的に意思決定できる体制となっている。

② 取締役会のほか取締役連絡会を原則として月２回開催し、重要案件の討議と業務に関する報告を行う。

【運用状況】

取締役連絡会は毎月２回開催し常勤役員が出席している。非常勤役員に対しては議事録を送付し情報共有を図っている。

③　取締役会への付議については取締役会規則に基づき行う。

【運用状況】

取締役会の運営は規則に基づいて適正に行っている。

(5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　内部統制に関する規程の整備を行うとともに業務の適正化と効率化を推進する。

【運用状況】

内部統制規程、財務報告に係る内部統制の整備・運用および評価の基本方針書、内部統制評価マニュアルは順次改定が行われている。また各部門の業務改編に応じてフローチャートを改定し業務の適正化と監査の効率性を推進している。諸規程については、業務分掌規程や職務権限規程など内部統制上重要な規程は必要に応じて改定作業を行っている。

②　当社の経営理念、行動指針を子会社の全役職員が共有し、順法意識の醸成を図る。

③　関係会社管理規程を整備し、子会社の適切な管理を行うとともに子会社における内部統制を推進し業務の効率性および適正性を確保する施策を講ずる。

④　子会社の役員等に対し定期的なモニタリングを実施し必要な助言、支援を行う。

【運用状況】②～④

現状、実体のある子会社・関係会社が存在しないため対応していないが、今後、管理が必要な子会社・関係会社が生じた場合は必要な対応を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な人員を配置する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を置いた場合には、当該使用人の任命、解任、人事評価、人事異動等については監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

(8) 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要な知識、能力を有した使用人を選任し、監査役の指揮命令のもとに従事する組織、体制に帰属する。

【運用状況】(6)～(8)

現状、監査役の職務を補助する使用人は置いていないが、監査役から要請があった場合は適正に対応する。

(9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役会その他の重要な会議への出席を監査役に要請する。

【運用状況】

監査役に対し事前に重要な諸会議の開催通知がなされている。なお、会議の出欠席を問わず議事録を配布している。

② 取締役および使用人は当社または子会社における業務または財務に重大な影響を及ぼす事項について、遅滞なく監査役に報告する。

【運用状況】

重要な事項については、社長への報告と同時に遅滞なく監査役に報告がなされる体制が出来ている。

③ 監査役は何時でも必要に応じて取締役および使用人に報告を求めることができる。また、必要な文書については、常時閲覧することができる。

【運用状況】

重要な会議について監査役の出席を求めるとともに、諸会議の議事録を送付している。また、稟議書も全て常勤監査役に回付しているほか、必要に応じて報告、説明を行っている。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度の運用に準じ、報告者に不利益がないことを保証する。

【運用状況】

適正に運用されている。なお、当事業年度においては内部通報制度が利用された実績はない。

(11) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行に対して費用の前払請求またはその他の当該職務の執行について生ずる費用の請求があった場合は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、いかなる場合も請求に応ずる。

【運用状況】

監査役の職務の執行について生じる費用については全ての請求に応じている。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役社長は定期的に監査役と情報交換を行うとともに、取締役および使用人は定期的な監査役のヒアリングを通じ、職務執行状況を監査役に報告する。

【運用状況】

取締役社長は定期的に監査役（会）との会合を実施している。また、取締役および使用人は監査や諸会議を通じて監査役に対し必要な説明、報告を行っている。

② 内部監査室は、内部監査の計画および結果について定期的に情報交換を行うなど、効率的な監査役監査に資するよう、監査役と緊密な連携を図る。

【運用状況】

監査計画に基づき全部門に対する監査は監査役と内部監査室と共同で実施されている。また、内部監査室が作成する監査実施報告書は毎月、社長に提出すると同時に監査役に提出されている。

③ 監査役は、会計監査人との定期的な打ち合わせを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人の監査講評会への出席、在庫等たな卸資産監査への立会い等を行い、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図る。

【運用状況】

監査役(会）は会計監査人との定期会合（監査計画、監査報告）を実施している。監査役は会計監査人が行う社長ヒアリングに出席しているほか、会計監査人が行う講評会の出席、実地たな卸の立会いへの同行等を行い密に連携を図っている。

④　監査役はその職務を適切に遂行するために、関係会社の監査役等との情報連絡会を行うなど、関係会社の監査役等との意思疎通および情報の交換を図る。

【運用状況】

常勤監査役は関連会社である住友商事株式会社の常勤監査役情報連絡会に定期的に出席している。

※　本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,430**	**流動負債**	**4,088**
現金及び預金	777	支払手形	1,649
受取手形	1,306	買掛金	815
電子記録債権	437	短期借入金	350
売掛金	2,133	一年内返済予定長期借入金	619
製品	324	未払金	147
仕掛品	371	未払費用	89
原材料及び貯蔵品	806	未払法人税等	30
繰延税金資産	52	前受金	48
未収入金	196	預り金	32
その他の流動資産	29	賞与引当金	80
貸倒引当金	△5	設備関係支払手形	42
固定資産	**4,878**	設備関係未払金	115
有形固定資産	**4,592**	その他の流動負債	69
建物	972	**固定負債**	**1,602**
構築物	69	長期借入金	1,517
機械及び装置	600	役員退職慰労引当金	53
車両運搬具	3	資産除去債務	2
工具器具及び備品	12	その他の固定負債	29
土地	2,888	**負債合計**	**5,691**
リース資産	27	**純資産の部**	
建設仮勘定	5	**株主資本**	**5,616**
山林	11	**資本金**	**2,473**
無形固定資産	**133**	**資本剰余金**	**2,675**
ソフトウェア	85	資本準備金	2,675
その他の無形固定資産	48	**利益剰余金**	**708**
投資その他の資産	**152**	その他利益剰余金	708
投資有価証券	4	圧縮記帳積立金	3
関係会社株式	34	繰越利益剰余金	705
出資金	0	**自己株式**	**△241**
前払年金費用	25	**評価・換算差額等**	**0**
繰延税金資産	4	**その他有価証券評価差額金**	**0**
会員権	7	**純資産合計**	**5,617**
その他の投資その他の資産	78		
貸倒引当金	△2		
資産合計	**11,308**	**負債及び純資産合計**	**11,308**

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		12,557
売上原価		10,839
売上総利益		1,718
販売費及び一般管理費		1,541
営業利益		176
営業外収益		
受取利息及び配当金	0	
受取手数料	3	
その他の営業外収益	2	6
営業外費用		
支払利息	27	
売上割引	16	
その他の営業外費用	1	45
経常利益		138
特別利益		
固定資産売却益	0	
貸倒引当金戻入益	42	42
特別損失		
固定資産廃棄売却損	11	
減損損失	29	40
税引前当期純利益		139
法人税、住民税及び事業税	16	
法人税等調整額	△3	13
当期純利益		126

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金			
平成27年４月１日期首残高	2,473	2,675	2,675	618	3	△39	582	△240	5,490
事業年度中の変動額									
利益準備金の取崩	－	－	－	△618	－	618	－	－	－
税率変更による積立金の調整額	－	－	－	－	0	△0	－	－	－
圧縮記帳積立金の取崩	－	－	－	－	△0	0	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－	－	126	126	－	126
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	－	△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△618	△0	744	126	△0	125
平成28年３月31日期末残高	2,473	2,675	2,675	－	3	705	708	△241	5,616

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年４月１日期首残高	0	0	5,491
事業年度中の変動額			
利益準備金の取崩	－	－	－
税率変更による積立金の調整額	－	－	－
圧縮記帳積立金の取崩	－	－	－
当期純利益	－	－	126
自己株式の取得	－	－	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	0	0	0
事業年度中の変動額合計	0	0	125
平成28年３月31日期末残高	0	0	5,617

［個 別 注 記 表］

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式		移動平均法による原価法
その他有価証券	時価のあるもの	事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
	時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品	総平均法による原価法（ただし、構造部材については個別法による原価法）（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）
原材料	総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）	
建物（建物附属設備を除く）	定額法
その他の有形固定資産	定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　7年～47年 機械及び装置　8年
無形固定資産（リース資産を除く）	定額法 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支給に充てるため、賞与の支給規程による支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金　役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　税抜方式によっております。

２．表示方法の変更に関する注記

（貸借対照表）

前事業年度において、流動資産の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。なお、前事業年度の「電子記録債権」は224百万円であります。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物	369百万円
構築物	28
土地	618
計	1,016

担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金	300百万円
一年内返済予定長期借入金	462
長期借入金	1,130
計	1,892

ただし、根抵当権設定のため、上記債務のうち、実際担保されている債務の極度額は、600百万円であります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　6,114百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債務　13百万円

(4) 当座借越契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行４行と当座借越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座借越極度額	2,400百万円
借入実行残高	350
差引額	2,050

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕　　入　　高　　43百万円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	15,577千株	－千株	－千株	15,577千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	673千株	4千株	－千株	678千株

(注)　自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	29百万円	2円	平成28年3月31日	平成28年6月27日

(4) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は資金収支計画に照らして、設備投資資金及び運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、債権管理規程に従い、各事業部門において、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の財務状況等を年度ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、経理部において定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが６ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、主に設備投資資金及び運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後７年であります。

③　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	777	777	－
(2) 受取手形	1,306	1,306	－
(3) 電子記録債権	437	437	－
(4) 売掛金	2,133	2,133	－
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	4	4	－
資産計	4,658	4,658	－
(1) 支払手形	1,649	1,649	－
(2) 買掛金	815	815	－
(3) 短期借入金	350	350	－
(4) 長期借入金（※１）	2,136	2,160	24
負債計	4,951	4,975	24

（※１）１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。また保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、以下のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2	4	1
	合計	2	4	1

負　債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

２．非上場株式（貸借対照表計上額34百万円）は、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産 (5) 投資有価証券」には含めておりません。

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、減価償却限度超過額、繰越欠損金などであり、繰延税金負債の発生の主な原因は前払年金費用などであります。

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.1%から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.7%に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.5%となります。

なお、この税率変更による影響額は軽微であります。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　377円00銭

(2) １株当たり当期純利益　8円46銭

９．記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月17日

セブン工業株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岡　野　英　生　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　村　井　達　久　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、セブン工業株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任あずさ監査法人から受けております。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月17日

セブン工業株式会社　監査役会

常勤社外監査役　大　山　雄　三　㊞

社外監査役　串　田　正　克　㊞

社外監査役　稲　越　千　束　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金２円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は29,798,938円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月27日

第２号議案　取締役３名選任の件

本株主総会終結の時をもって取締役永吉喜昭氏は辞任されます。また、経営体制の強化を図るために２名増員し、新たに取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	田中太郎（たなかたろう） (昭和41年６月４日生)	平成２年４月　住友商事株式会社入社 平成19年５月　同社生活資材本部木材資源事業部長付 平成24年１月　当社へ出向　顧問 平成24年４月　当社総務部長 平成24年６月　当社取締役管理本部長・総務部長 平成27年６月　当社取締役退任 平成27年６月　住友商事株式会社　生活資材・不動産本部木材資源事業部長付（現任）	－
2	都築寛明（つづきひろあき） (昭和29年９月21日生)	昭和53年４月　都築木材株式会社入社 昭和60年４月　同社取締役 平成５年５月　同社代表取締役副社長 平成24年４月　同社代表取締役社長（現任）	－
3	西垣貴文（にしがきたかふみ） (昭和54年10月３日生)	平成15年４月　住友電気工業株式会社入社 平成20年９月　西垣林業株式会社入社 平成22年３月　同社執行役員 平成23年３月　同社取締役　舞鶴事業所営業部担当 兼 部長 平成24年３月　同社取締役総務部担当 兼 部長 平成26年３月　同社常務取締役 平成28年３月　同社代表取締役専務　中部地区統括・名古屋本社市売部担当（現任）	－

（注）１．当社と各取締役候補者との間には、特別の利害関係はありません。

２．西垣貴文氏は社外取締役候補者であります。

３．社外取締役候補者の選任理由および社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由等

西垣貴文氏は西垣林業株式会社の代表取締役専務として会社経営に携わられるとともに木材事業に関する有識者であり、その幅広い経験と高い見識を経営全般に反映していただくために、社外取締役候補者とするものであります。な

お、西垣林業株式会社は当社の株式を保有（2,068,220株、議決権所有割合14%）しておりますが、直接的な取引高は僅少であり、一般株主と利益相反する恐れがないものと判断しており、同氏の選任が承認された場合、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定する予定であります。

4．責任限定契約について

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。これにより本議案が承認された場合、西垣貴文氏と当該契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

本株主総会終結の時をもって監査役大山雄三氏および串田正克氏は任期満了となります。つきましては監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	※ 近藤辰彦（こんどうたつひこ） （昭和27年４月12日生）	昭和51年３月　当社入社 平成９年４月　当社総務部長 平成13年４月　当社品質保証部長 平成16年４月　当社総務部長 平成24年４月　当社内部監査室長（現任）	6,000株
2	串田正克（くしだまさかつ） （昭和25年12月７日生）	昭和61年４月　串田法律事務所開業 平成13年６月　当社監査役（現任）	－

（注）１.当社と各監査役候補者との間には、特別の利害関係はありません。

２.※印は新任の監査役候補者であります。

３.串田正克氏は社外監査役候補者であります。

４.社外監査役候補者の選任理由および社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由

串田正克氏は弁護士であり、有識者としてコンプライアンス全般に精通しており法務的な知見に基づく監査業務を行っていただきたいため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。同氏は過去に経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。また、同氏の当社監査役就任期間は本株主総会終結の時をもって15年となります。

５.監査役との責任限定契約について

当社は串田正克氏との間で当社定款および会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、串田正克氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、近藤辰彦氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　補欠監査役２名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役２名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役が就任する順位につきましては、後藤保明氏を第１順位とし、野口洋高氏を第２順位といたします。ただし、後藤保明氏は社外監査役の要件を満たしておりませんので、社外監査役が欠けた場合の補欠者は野口洋高氏となります。

なお、この補欠監査役の選任が効力を有する期間は、次期定時株主総会の開始の時までではありますが、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	後藤保明 （ごとうやすあき） （昭和24年９月13日生）	昭和52年11月　当社入社 平成４年12月　当社取締役総務部長 平成８年10月　当社取締役生産管理部長 平成11年４月　当社取締役構造建材部長 平成14年７月　当社取締役和室建材部長 平成16年６月　当社参与 平成20年６月　当社内部監査室長 平成24年４月　当社内部監査室参与（現任）	11,000株
2	野口洋高 （のぐちひろたか） （昭和50年５月12日生）	平成19年９月　弁護士登録　窪田法律特許事務所入所 平成20年１月　ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業 平成27年６月　串田法律事務所入所（現任）	―

（注）１.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２.野口洋高氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３.補欠の社外監査役候補者の選任理由および社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由

野口洋高氏は弁護士であり、有識者として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4．補欠監査役との責任限定契約について

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。これにより後藤保明、野口洋高の両氏が監査役に就任した場合、当該契約を締結する予定であります。

第５号議案　退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって取締役を辞任されます永吉喜昭氏および本株主総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任されます大山雄三氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については、監査役の協議にご一任願いたく存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
永　吉　喜　昭	平成17年６月　当社常務取締役 平成22年６月　当社代表取締役社長　現在に至る
大　山　雄　三	平成25年６月　当社常勤監査役　現在に至る

以　上

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

定時株主総会会場のご案内図

会　場　　岐阜県美濃加茂市太田町2565番地の１
シティホテル美濃加茂５階 黄心樹（おがたま）の間
電話（0574）27－1122

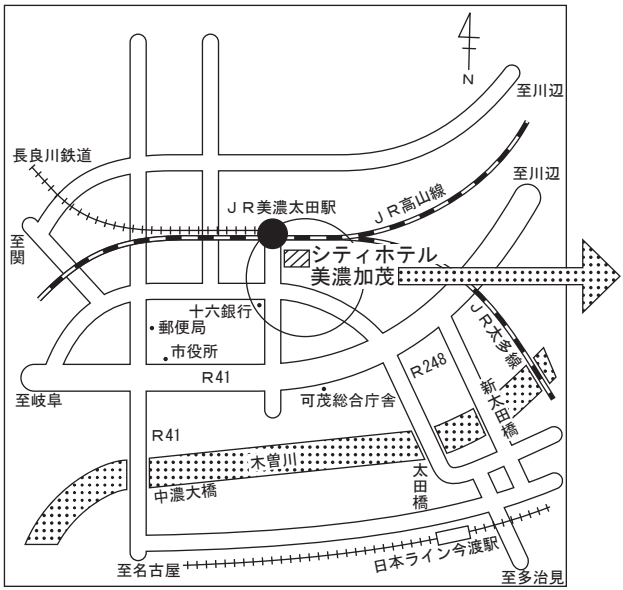

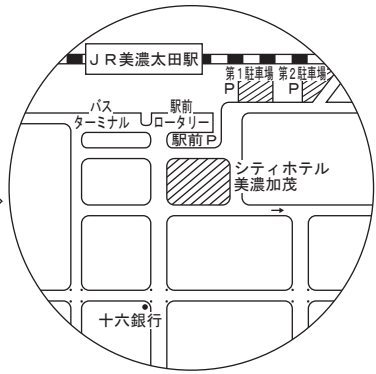

〔もよりの駅よりの所要時間〕

名古屋駅	ＪＲ（ワイドビュー）ひだで40分	車で50分
岐阜駅	ＪＲ高山線で40分	車で40分
郡上八幡駅	長良川鉄道で80分	車で60分
多治見駅	ＪＲ太多線で30分	車で40分
高山駅	ＪＲ高山線で120分	車で150分